

川本都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

目 次

1 . 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
主要用途の配置の方針	4
土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
交通施設	6
下水道及び河川	8
その他の都市施設	9
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
主要な市街地開発事業の決定の方針	10
市街地整備の目標	10
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
a 基本方針	11
b 主要な緑地の配置の方針	11
c 実現のための具体の都市計画制度の方針	12

参考附図 都市構造図

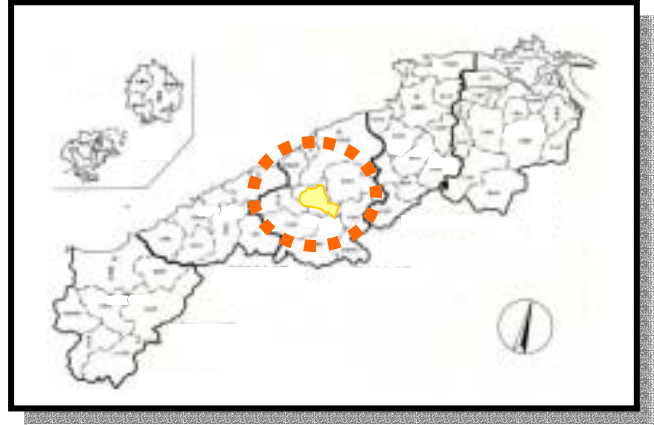
川本都市計画整備、開発及び保全の方針の決定
(島根県決定)

都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

川本都市計画区域は、島根県のほぼ中央部に位置し、面積約 67 km²、人口約 3.5 千人の都市計画区域である。

本区域は典型的な中山間地域に位置しており、中国地方随一の河川「江の川」が貫流し区域を東西に二分するとともに区域の大部分は山林で占められている豊かな自然環境を有する地区である。また、古くから国・県等の行政機関が集積しており、県央地域の行政・経済の中心的な役割を担う地区として発展してきた。



しかし、近年は人口の減少、高齢化、産業の衰退等過疎化が進行しており、市街地の活性化、定住人口の拡大への対策が急務となっている。

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、県央地域における行政・経済の中心都市として発展してきており、今後もこれら都市機能を維持するとともに、周辺地域と機能分担を図りながら、都市としての機能の拡充を図っていく必要がある。

また、江の川が作り出した美しい自然と景観を有する本区域は、これら豊かな自然環境を保全、活用しながら、新たな産業振興を図っていくとともに、快適な住環境を創出することにより、定住人口の維持・拡大を図る必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

地域産業の創出による活気に満ちた都市づくり

新たな雇用の創出や経済活動の増進により、住民生活及び地域社会を活性化し、活気ある都市づくりを目指す。

安全で快適な生活環境の形成による住みやすい都市づくり

都市基盤整備による良好な市街地環境の形成や防災機能の強化を図るとともに、周辺の自然環境と調和した快適な生活空間を創出することにより、安全で快適なまちづくりを進め、定住人口の維持・拡大や高齢者の生活を支援する環境を形成する。

美しく豊かな自然と文化を活かす都市づくり

恵まれた自然環境と其中で育まれた個性ある地域文化を継承し、これら自然と文化を保全・活用したまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
川本地区	<p>この地区は、本区域の都市機能の中枢を担っている川本地区を始め、木路原、久座仁、谷地区等江の川の上流部沿川に点在する集落を包含する地区である。</p> <p>今後は、県道川本波多線を基軸として各地区間の連携を強化し、都市機能の強化・機能分担を図る。</p> <p>特に川本地区については都市基盤の再整備をすすめ、活力と魅力ある商業地を形成するとともに、周辺部の既成市街地や集落は居住環境の維持・整備により、落ち着いた魅力ある市街地を形成する。</p> <p>また、谷地区は防災機能の強化を図りながら、自然環境に恵まれた住宅地を形成する。</p>
三島地区	<p>この地区は本区域におけるスポーツレクリエーションと憩いの場としての拠点機能を有している。また、地区内の集落は、それぞれ江の川の自然や景観と調和した良好な住宅地を形成しており、今後もこれらレクリエーション・居住機能の維持に努める。</p>
因原地区	<p>本区域は山陰と山陽を結ぶ交通の要衝であるとともに、江の川の景観と美しい自然を生かした良好な住環境を有する市街地を形成している。今後も本区域の西部の拠点として、交通・居住機能等の拡充を目指す。</p>
江の川周辺山地部	<p>本区域の恵まれた自然林や優良な農地の大部分を占める地区であり、山間部には小規模な集落が点在している。今後はこれら豊かな自然資源を活かした農林業等産業の振興を図るとともに、点在する集落の連携強化をはかる。</p>

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

また、本区域は中山間地域に位置し、過疎化・高齢化が進行しており、今後、定住人口の確保や産業活動の活性化が重要である。

このため、交通・情報網や生活基盤の整備を図りながら、豊かな自然環境と地域資源を活かした都市づくりを行っていく必要がある。

これらの都市づくりにおける望ましい土地利用の実現方法としては、地域地区及び地区計画等の都市計画制度を活用し、計画的な土地利用を図ることで可能である。

このため、広域的、総合的に検討した結果、区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地商業業務地、流通業務地等の各配置方針について以下のとおり定める。

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	中心市街地周辺部	効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。
	市街地周辺の丘陵地	既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。
商業業務地	J R 石見川本駅周辺地区	J R 石見川本駅周辺の既成市街地は商業業務施設が集積しており、本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。 このため、魅力ある町並みや、良好な市街地環境の形成を図り、都市機能の再生・強化を目指す、中心商業地として配置する。

土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方針
市街地背後丘陵地 (川本地区)	現在、工業系用途に指定されている市街地背後丘陵地については、住居系土地利用への転換が図られつつあり、周辺は都市基盤整備も進められていることから、今後良好な居住環境の形成が図られていくと考えられる。このため、周辺の自然環境と調和した住居系用途への用途転換を検討する。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方針
東光台地区等住宅団地	良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。

c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方針
建築基準法第 39 条(災害危険区域) 地すべり等防止法第 3 条 (地すべり防止区域) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条(急傾斜地崩壊危険区域) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条(土砂災害警戒区域)、第 8 条 (土砂災害特別警戒区域)	災害防止の観点から、原則的に市街化の抑制を図る。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方針
江の川周辺緑地	周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。

e 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地区名等	方針
谷地区	現在の土地利用状況は農地及び住宅地であるが、今後は治水事業による災害の防止を進めながら、計画的な市街地整備を行い良好な住宅地の形成を図るため、用途地域の拡大・地区計画の決定等により、計画的な土地利用を行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、山陰と山陽を結ぶ広域的主要幹線道路国道261号が区域の南西部を通過しており、本区域と陰陽の都市を連絡する動脈としての役割を果たしている。また、国道261号と併せて都市の骨格をなす東西軸として主要地方道川本波多線が配置されており、この二つの主要幹線道路により周辺の各都市との機能連携・分担を図るとともに、区域内の主要な市街地や集落の連絡軸を形成している。

また、これらを補完する幹線道路として主要地方道仁摩瑞穂線や温泉津川本線が南北に延びており広域連絡網としての役割や区域内集落の連携を維持する役割を果たしている。

近年は、川本波多線の整備の進捗に伴い、区域内の各市街地の連携強化が図られるとともに、都市基盤の整備が進められており、今後も沿線の土地利用等との整合を図りながら、交通網の整備を進める必要がある。

また鉄道については、本区域を東西に伸びるJR三江線が配置されており、高齢者等の移動手段として重要な役割を担っている。

バス交通網についても、路線バスや高速バスのターミナル機能が因原地区に配置され、市内各所及び周辺市町村と連絡している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次のとおり定める。

広域交通・都市幹線道路網の確立

山陰と山陽を結ぶ国道261号及び主要地方道川本波多線、仁摩瑞穂線を本区域と周辺都市を連絡する南北・東西の基軸として位置づけ、地域間交流の促進や観光ネットワークを形成する広域幹線軸として強化する。

また、国道261号及び川本波多線などを補完し、区域内の各拠点を連携する都市幹線道路網の形成を図る。

市街地内幹線道路網の確立

川本地区等市街地中心部及びその周辺においては、川本波多線バイパスの整備に併せて、市街地内道路網の機能分担について再検討を行い、中心市街地の環状道路網、川本波多線へのアクセス道路、谷地区の幹線道路等の拡充を図り、計画的な市街地内の道路網の整備による活力と魅力あふれる都市空間を形成する。

公共交通の整備

交通機関の円滑な乗り継ぎ強化、利便性の向上を図るため、JR石見川本駅や因原等の交通結節点機能の強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
道路	平成12年度末現在で用途地域内における幹線道路網が約2.7km/km ² の整備水準で整備されているが、概ね20年後には、4.4km/km ² 程度になることを目標として整備を進める。 整備水準 = 幹線道路改良済み延長(概成済含む)〔km〕/用途地域(予定含む)面積(km ²)

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
幹線道路	<p>広域交通・都市幹線道路網を確立する路線 国道 261 号、主川本波多線、主仁摩瑞穂線、主温泉津川本線等を配置する。</p> <p>市街地内幹線道路網を確立する路線 市街地内交通を処理する環状道路網として、都本町線、都新町日の出線、及び都新町城山線の一部を位置づける。</p> <p>広域幹線である川本波多線バイパスから市街地へのアクセス道路として都新町城山線とふるさと会館線（仮称）を配置する。</p> <p>谷地区の土地区画整理事業による住宅地としての整備（将来予定）に伴い、新市街地の幹線道路として都新町城山線を位置づける。</p>

イ 鉄道

種別	配置の方針
JR 西日本三江線	<p>現在、運行されている JR 西日本三江線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等
	幹線道路
道 路	主川本波多線
	都新町城山線
	都新町日の出線
	都因原線

主は主要地方道、都は都市計画道路

下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川

本区域は、一級河川江の川が貫流し、その間に多くの支川が合流している。

江の川の治水対策については、昭和 47 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河川改修等を行うものとする。

その他の中小河川については江の川の改修状況を勘案しながら、必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図るものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

また、各水系沿川には歴史的・文化的資産が多く残されており、これらを活かした人々の心のふるさととなる河川空間の創造を図る。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	川本町の平成 12 年度末現在の下水道普及率（処理人口 / 行政人口）は 31.8% であり、平成 22 年度末の下水道普及率を約 57% とする。
河 川	一級河川江の川は計画高水流量を主要な地点である川本において 9,700m ³ /s と定め、洪水の安全な流下を図る。 また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	公共下水道（川本処理区）の整備や、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備を推進する。
河 川	江の川

その他の都市施設

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地は江の川沿いの数少ない平地に点在しており、これまでに大部分の地区が水害に見舞われた経験を持っている。このため、限られた土地の有効利用を図りつつ水害に強い市街地を形成するため、三島、木谷、木路原等において土地区画整理事業が行われ、都市基盤の整った良好な生活環境の市街地が形成されてきた。

今後も治水対策と都市基盤整備を円滑に進めていく上で、土地区画整理事業等市街地開発事業の役割は重要である。

また川本地区については、本区域の居住・商業業務・行政機能等都市機能の中心を担ってきた地区であるが、近年は行政機関等事業所の撤退や居住人口の減少により活力が低下してきている。このため、良好な都市環境を築き、新しい魅力ある中心市街地を形成することにより、定住人口の拡大や雇用を促進する必要があり、今後、市街地開発事業等による整備を行う必要がある。

市街地整備の目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおり。

事業名等	地区名称等
土地区画整理事業	谷地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域には、山陰地方随一の河川「江の川」が貫流し、その沿岸部は浸食によって起伏に富んだ急峻で複雑な地形を成しており、美しい自然景観を作り上げている。

また、本区域の大部分が山林であり、河川と併せて様々な動植物が生息し、多様な生態系を形成している。

これらの豊かな自然環境に含まれた環境を保全し、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、本区域の自然的環境の整備・保全を図るものとする。

イ 緑地の確保水準

緑地の確保目標水準

平成 32 年における緑地確保目標量	将来市街地面積に対する割合
	概ね 4 h a、8%

緑地の内、山林及び農地は除く。

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年 次	現 況 (平成 12 年)	目標年次 (平成 32 年)
目標水準	約 54 m ² / 人	約 81 m ² / 人

都市公園等の施設として整備すべき緑地とは都市公園及び公共施設緑地とする。

b 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全システムの配置	中心市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、広場等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する江の川及び沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	本区域の大部分を占める山林について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る
レクリエーションシステムの配置	水辺空間を活用したレクリエーション機能を有する緑地として江の川を配置する。
防災システムの配置	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地・集落周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成システムの配置	市街地や集落外の山林の保全を図る。
	本区域を貫流する江の川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づける。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

住区基幹公園等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

また、江の川等の水辺地と一体となった緑地など特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、地域制緑地として各種制度を活用し、保全、整備に努める。

併せて、良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

都市構造図

